

高齢者の移動手段の確保に関する検討会の中間とりまとめを公表しました。

(総合政策局 公共交通政策部 交通計画課)

高齢運転者による重大な交通死亡事故の相次ぐ発生や改正道路交通法の施行等を背景に、運転に不安を感じる高齢者が、自家用車に依存しなくとも生活の質を維持していくことが課題となっております。

加えて、昨年11月15日に開催された「高齢運転者による交通事故防止対策に関する関係閣僚会議」においても、「自動車の運転に不安を感じる高齢者の移動手段の確保など、社会全体で高齢者の生活を支える体制の整備を着実に進める」との総理指示が出されたところです。

このため、国土交通省では、関係省庁の協力を得て、本年3月10日に「高齢者の移動手段の確保に関する検討会」を設置し、高齢者が安心して移動できる環境の整備に向けた方策について検討を重ねてまいりました。

6月19日の第4回会合において中間とりまとめを行い、6月30日に公表いたしました。中間とりまとめでは、公共交通機関の利用促進、貨客混載等の促進、自家用有償運送の導入・活用の円滑化、許可・登録を要しない輸送の明確化及び福祉行政との連携強化を通じて、高齢者の移動手段の確保を図ることとしております。今後は、とりまとめを踏まえ、関係部局と具体的な方策を検討・実施してまいります。

検討会の詳細については、以下の URL をご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_fr_000084.html

高齢者の移動手段の確保に関する検討会について

1. 開催の趣旨

- 高齢運転者による重大な交通死亡事故が相次ぎ、交通死亡事故における高齢運転者の割合が上昇。また、本年3月には、認知症対策を強化する改正道路交通法が施行。今後更なる高齢化が進む中、自動車の運転に不安を感じる高齢者が、自家用車に依存せずに生活の質を維持していくことが課題。
- 昨年11月15日の「高齢運転者による交通事故防止対策に関する関係閣僚会議」において、「自動車の運転に不安を感じる高齢者の移動手段の確保など、社会全体で高齢者の生活を支える体制の整備を着実に進める」との総理指示が出されたところ、国土交通省においても、関係省庁や地方公共団体等とも連携し、地域の交通の確保について検討する必要。
- 高齢者が移動できる環境の整備について、その方策を幅広く検討するため、有識者等による「高齢者の移動手段の確保に関する検討会」を開催。

2. メンバー

【有識者等】

鎌田 実	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授（座長）	石川 貴美子	秦野市福祉部高齢介護課担当課長 兼 課長代理
加藤 博和	名古屋大学大学院環境学研究科教授	田中 亮一郎	一般社団法人全国ハイヤー・タクシー 連合会副会長 兼 地域交通委員長
吉田 樹	福島大学経済経営学類准教授	水田 誠	一般財団法人全国 福祉輸送サービス協会副会長
溝端 光雄	自由学園最上学部講師	平位 武	公益社団法人日本バス協会理事 兼 都市交通委員会副委員長
三星 昭宏	関西福祉科学大学客員教授 近畿大学客員教授		
河崎 民子	特定非営利活動法人 全国移動サービスネットワーク副理事長		

+ 【関係省庁】 国土交通省、内閣府、警察庁、総務省、厚生労働省

3. 検討スケジュール

3月17日（金）	第1回検討会	5月18日（木）	第3回検討会
4月10日（月）	第2回検討会	6月19日（月）	第4回検討会
		6月30日（金）	中間とりまとめ公表予定 ※検討会は非公開

高齢者の移動手段の確保に関する検討会 中間とりまとめ概要

- 検討の背景**
- 高齢運転者による重大な交通死亡事故の相次ぐ発生や改正道路交通法の施行等を背景に、運転に不安を感じる高齢者が、自家用車に依存しなくとも生活の質を維持していくことが課題
 - 昨年11月の「高齢運転者による交通事故防止対策に関する関係閣僚会議」における「自動車の運転に不安を感じる高齢者の移動手段の確保など、社会全体で高齢者の生活を支える体制の整備を着実にすすめる」との総理指示
 - 高齢者が移動できる環境の整備について、その方策を幅広く検討するため、「高齢者の移動手段の確保に関する検討会」を開催

具体的方策

1. 公共交通機関の活用

- ・高齢者の公共交通機関利用促進策に対する地方公共団体の助成の働きかけ
- ・乗合タクシー等高齢者が利用しやすいサービスの導入に向けた地方公共団体等との連携
- ・タクシーの相乗り促進
⇒ 配車アプリを活用した実証実験 【平成29年度中実施】
- ・過疎地域におけるサービス維持のための取組

2. 貨客混載等の促進

- ・貨客混載の推進
⇒ 過疎地域における旅客運送と貨物運送のかけもち 【平成29年6月末までに結論】
- ・スクールバス等への混乗

3. 自家用有償運送の活用

- ・検討プロセスのガイドライン化
⇒ 市町村等が行う自家用有償運送の導入の円滑化 【平成29年度中実施】
- ・市町村が主体となる自家用有償運送の活用の円滑化
- ・地方公共団体等に対する制度の周知徹底

4. 許可・登録を要しない輸送（互助による輸送）の明確化

- ・ルールの明確化
⇒ 道路運送法上の「許可・登録を要しない輸送」について、ガソリン代等の他に一定の金額を収受することが可能な範囲を明確化 【平成29年度中検討・結論】
⇒ 営利を目的としない「互助」による輸送のためにNPOが自治体の車両を活用するなど、輸送の対価に当たらない支援を例示 【平成29年9月までに実施】
- ・実施にあたっての条件整備
- ・「互助」による輸送の導入に関する情報提供

5. 福祉行政との連携

- ・介護サービスと輸送サービスの連携
⇒ 地域における運輸部門と福祉部門の連携強化 【速やかに周知】
⇒ 介護保険制度の移動支援サービスの明確化・普及拡大 【平成29年7月までに実施】

6. 地域における取組に対する支援

- ・地方運輸局の取組強化
- ・制度・手続等の周知徹底
- ・地域主体の取組の推進